

答 申 書

令和4年（2022年）8月10日

横須賀市個人情報保護運営審議会

横 個 運 第110号
令和4年（2022年）8月10日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市個人情報保護運営審議会
委 員 長 今 村 哲 也

市長の所管に係る個人情報の取扱いについて（答申）

横須賀市個人情報保護条例第12条第2項の規定に基づき、令和4年8月10日付け横企都第25号にて諮問のありました「大学との共同研究による健康データの解析事務に係る保有個人情報の目的外利用、外部提供、本人通知の省略及びオンライン結合による提供」について審議した結果、適当なものと認めます。

なお、諮問書に明記がなく、審議中において委員から意見の出された次の事項につきましては、委託先との契約及び提供先との協定中において、横須賀市が主導となつて、覚書等の形で明確に示した上での取り交わしを行っていただくことが重要である旨、付言します。

- ・当事業で取り扱う情報の対象期間に関する事
- ・当該事業における情報提供の期限に関する事
- ・文書の廃棄対象及び期限並びに廃棄手続に関する事
- ・横須賀市がデータ管理の中核となる事